

月報

しろいし 1月号

〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和5年11月内容)

【求職の動き】

☆新規求職者は117人となり、前年同月比で2.5%減少した。

☆月間有効求職者数は524人となり、前年同月比で14.4%減少した。

【求人の動き】

☆新規求人数は、一般とパートの合計で230人となり、前年同月比で、7.0%増加した。

内訳では、一般求人は17.6%増加し、パート求人は7.8%減少した。

☆月間有効求人数は758人となり、前年同月比で3.4%増加した。

【有効求人倍率の動き】

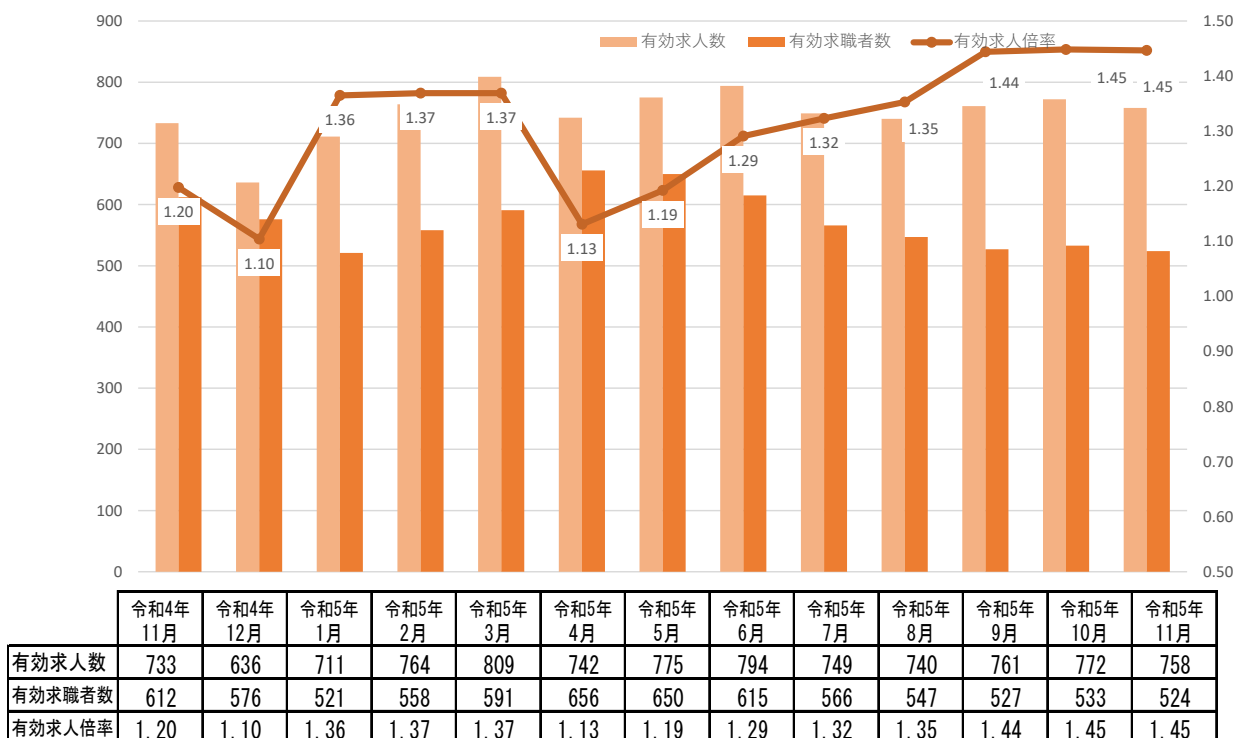
☆有効求人倍率は、前年同月を0.25ポイント上回る1.45倍であった。

内訳では一般の有効求人倍率が1.55倍、パートの有効求人倍率が1.27倍となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



一般職業紹介状況（令和5年11月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	117	▲ 8.6	▲ 2.5
	うち男	66	8.2	13.8
	うち女	51	▲ 23.9	▲ 17.7
	年 齢 別			
	～44歳	47	▲ 25.4	▲ 14.5
	45～54歳	23	4.5	21.1
	55歳～	50	16.3	8.7
	月間有効求職者数	524	▲ 1.7	▲ 14.4
	うち男	267	3.1	▲ 14.7
	うち女	257	▲ 5.9	7.0
	年 齢 別			
	～44歳	218	▲ 2.2	▲ 12.8
	45～54歳	88	▲ 20.0	▲ 6.4
	55歳～	206	3.0	▲ 23.1
求 人 関 係	新規求人数	230	▲ 13.5	7.0
	主 要 産 業 別			
	建設業	35	▲ 45.3	12.9
	製造業	25	▲ 51.9	8.7
	卸売・小売業	29	222.2	141.7
	飲食店・宿泊業	32	0.0	0.0
	医療・福祉	57	42.5	▲ 3.4
	月間有効求人数	758	▲ 1.8	3.4
就 職 関 係	紹介件数	114	▲ 9.5	▲ 20.3
	うち男	70	7.7	0.0
	うち女	44	▲ 27.9	▲ 38.9
	就職件数	36	▲ 26.5	▲ 33.3
	うち男	17	▲ 22.7	▲ 48.5
	うち女	19	▲ 26.9	▲ 9.5

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和5年11月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適用関係	月 末 現 在 事 業 所 数	807	807	813	
	資 格 取 得 者 数	96	106	122	
	資 格 喪 失 者 数	136	130	114	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,190	11,195	11,053	
給付関係	一般	受給資格決定件数	33	29	34
		受 給 者 実 人 員	142	126	143
		支 給 金 額（千 円）	18,080	15,919	17,157
	高齢	受 給 者 数	18	9	19
		支 給 金 額（千 円）	4,155	1,717	3,927
	特例	受 給 者 数	0	0	0
		支 給 金 額（千 円）	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	8	12	10
		支 給 金 額（千 円）	2,888	3,142	4,283

雇用保険関係の申請・届出への押印が 不要となる手続きの範囲を拡大します！

令和2年12月25日付けの法令改正等に伴い、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止となりましたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していました。

今般、令和5年10月1日付けの法令改正等に伴い、**押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。**

令和5年10月1日付けで新たに押印が不要となった届出

※括弧内は必要としていた押印種別

事業主・事業所関係

- ・雇用保険適用事業所設置届 [事業主印]
- ・雇用保険事業主事業所各種変更届 [事業主印]
- ・雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届 [選任代理人が使用する印]
- ・雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書 [申請者印] (注1)
- ・雇用保険適用事業所情報提供請求書 [事業主印] (注1)

雇用継続給付関係

- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書 [事業主印]
- ・雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書 [事業主印]

就職促進給付関係

- ・再就職手当支給申請書 [事業主印] (注2)
- ・就業促進定着手当支給申請書 [事業主印] (注2)
- ・常用就職支度手当支給申請書 [事業主印] (注2)

その他

- ・各種届出における訂正印
- ・各届出時の委任状 [委任者印]
- ・採用証明書 [事業主印] (注2)

(注1) 個人情報保護の観点から、事業主申請の場合は事業主(当該事業所の従業員を含む。)又は事業主から委任を受けた代理人であることを確認する書類(社員証、委任状等)が必要になります。

(注2) 事業主の押印は不要となりますが、申請者の記載事実に誤りが無いことの事業主の証明は引き続き必要です。

なお、支店や営業所等の雇用保険事業所非該当施設の証明ではなく、雇用保険適用事業所の証明が必要です。

引き続き押印が必要となる手続き

日雇労働関係

- ・「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続き [事業主印、被保険者印]

新年あけまして
おめでとうございます



令和六年一月

宮城ハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

今年もよろしくお願ひいたします

ハローワーク白石

